

第 77 号議案

加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(加東市一般職の任期付職員の条例の一部改正)

第 1 条 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年加東市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中「374,000 円」を「375,000 円」に改める。

第 9 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条中「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 7 号議案 要旨

加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院勧告を踏まえ、加東市一般職の任期付職員の給与について、国の行政職俸給表の平均改定率 0.1%と同水準で改定し、期末手当を 0.05 月分引上げるため所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
 - ア 給料表を改めること。（第 7 条）
 - イ 令和元年度支給の期末手当の支給割合を改めること。（第 9 条）
- (2) 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

令和 2 年度以後の期末手当の支給割合を改めること。（第 9 条）

3 施行期日等

- (1) 2 (1) 関係 公布の日（平成 31 年 4 月 1 日から適用）
- (2) 2 (2) 関係 令和 2 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案												
<p>○加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">374,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条第1項、第30条及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とある</p>	号給	給料月額	1	374,000円	(略)	(略)	<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">375,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条第1項、第30条及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とある</p>	号給	給料月額	1	375,000円	(略)	(略)
号給	給料月額												
1	374,000円												
(略)	(略)												
号給	給料月額												
1	375,000円												
(略)	(略)												

のは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

○加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）

（給与条例の適用除外等）

第9条（略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条第1項、第30条及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とあるのは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とする。

のは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」とする。

（給与条例の適用除外等）

第9条（略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条第1項、第30条及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この項において「特定任期付職員」という。）」と、「その職員」とあるのは「その職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。